

## 第5章 会 議

第 6 条 本会は次の会議を行う。

- (1) 役員会は、会長・副会長・会計・監査・各部長・班長で構成し本会の業務全般の執行を行う。
- (2) 役員会は、役員が出席して行う決議機関とする。議決は出席人員の過半数の同意をもって行う。

## 第6章 会 計

第 7 条 本会の会計は次の通りとする。

- (1) 会費は1人年600円とする。但し旅行等に於ては徴収する事も有り。
- (2) 町会よりの助成金及市・外の寄附金をもって当る。
- (3) 会計は年度終了後会計監査を経て町会総会に提出報告する。
- (4) 会計に必要な帳簿は役員会で定める。
- (5) 決算は4月1日より翌年3月31日をもって行う。

## 附 則

第 8 条 本会則の改廃は役員会議で行う。

この会則は昭和56年4月1日より実施する。

※ 規約一部追加 平成5年4月4日